

# 今の処遇(給料体系)が、最高になる？

みなさん、将来の給料などに興味を持っていますか。

まだまだ先の話ですけど、50代の方はどれくらいの給料をもらっているんですか。

私は、50代の上席だけど5級69号俸で、413,800円をもらっているよ。



税務職と行政職(一)では、28,000円ぐらい違うんですね。

行政職(一)の5級69号俸になると385,500円となるけど、まあいいかとなるかもしれないけど・・・。

**ここが大事です**

← 実はそれだけではないんだよ！

どう考えるかは自由ですが、**税務職俸給表と今ある標準職務表を守らなければ、今の50代の方の給料をもらうことはできません**

ポイント

私は、税務職5級69号俸の上席です。

今、私の基本給は413,800円です。行政職にはなりたくないです。

**なぜなら 行政職(一)になっても仕事は同じなのに**

行政職(一)では5級93号俸(5級の最高号俸)393,000円です。

行政職(一)のほぼ同額は、7級24号俸で414,300円となります。

行政職(一)では、課長職になっていないと4級になれず(裏面参照)、課長職にあがれなければ、行政職(一)の3級となります。

3級の最高号俸は113号俸で、基本給は350,000円です。

仮に課長になれても4級の最高号俸は、93号俸で、381,000円です。

**行政職(一)になると、10%下がるだけでは終わらない？**

～裏面に続きます～

# 事務局だより

発行人・編集人

四国国税労働組合

事務局

「事務局だより」  
これは、事務局に寄せられた意見や事務局が今考えていることを、みなさんに伝えたいという思いから、「四国国税」、「あゆみ」とは違うものが必要と感じ創刊しました。

# 税務職俸給表が、行政職(一)よりも同じ級で同じ号俸なら高くなっています。

	税務職俸給表	行政職俸給表 (一)	差 額 (%)
3級1号俸	265,100円	234,400円	30,700円 (13.10)
4級1号俸	296,300円	266,000円	30,300円 (11.39)
5級1号俸	321,300円	290,700円	30,600円 (10.53)
6級1号俸	347,600円	319,200円	28,400円 ( 8.90)

# 標準職務表を比較しても 税務職が、行政職(一)よりも高い級で位置付けされています。

	税務職俸給表	行政職俸給表 (一)
3級	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税局の国税実査官、国税調査官、国税査察官又は国税徴収官（以下「国税実査官等」という。）の職務</li> <li>国税局又は税務署の困難な業務を処理する主任の職務</li> <li>税務署の相当困難な業務を処理する国税徴収官又は国税調査官の職務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本省、管区機関又は府県単位機関の係長又は困難な業務を処理する主任の職務</li> <li>地方出先機関の相当困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する主任の職務</li> <li>特定の分野についての特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務</li> </ul>
4級	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税局の困難な業務を処理する国税実査官等の職務</li> <li>税務署の上席国税徴収官又は上席国税調査官（以下「上席国税徴収官等」という。）の職務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本省の困難な業務を分掌する係の長の職務</li> <li>管区機関の課長補佐又は困難な業務を分掌する係の長の職務</li> <li>府県単位機関の特に困難な業務を分掌する係の長の職務</li> <li>地方出先機関の課長の職務</li> </ul>
5級	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税局の主査の職務</li> <li>税務署の統括国税徴収官若しくは統括国税調査官（以下「統括国税徴収官等」という。）又は困難な業務を処理する上席国税徴収官等の職務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本省の課長補佐の職務</li> <li>管区機関の困難な業務を処理する課長補佐の職務</li> <li>府県単位機関の課長の職務</li> <li>地方出先機関の長又は地方出先機関の困難な業務を所掌する課の長の職務</li> </ul>
6級	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税局の課長の職務</li> <li>税務署の相当困難な業務を処理する副署長又は困難な業務を所掌する統括国税徴収官等の職務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本省の困難な業務を処理する課長補佐の職務</li> <li>管区機関の課長の職務</li> <li>府県単位機関の困難な業務を所掌する課の長の職務</li> <li>困難な業務を所掌する地方出先機関の長の職務</li> </ul>

この背景には、税務署の仕事が複雑・困難な調査徴収の事務があり、それらに対する職責を関係機関が高く評価してくれているからです。

# 組合では、関係機関に対して、 職務の困難性等をアピールしています。

今、将来の自分たちの処遇(給与等)をどのように守っていくか、とても大切なことだと思います。

組合は、組合員とその家族の大切なものを守るための活動を行っています